

令和 5 年度
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転業務従事者安全衛生教育のご案内
URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp>（各講習計画の詳細を掲載中）

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部

厚生労働大臣が労働安全衛生法第60条の2第2項の規程に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針を、平成5年9月30日公示第3号で定められました。

近年では大型化、機械化施工が普及し、多種多様な建設機械が使用されるようになり、運転者と作業者との連絡調整不足、合図誘導の不徹底、また、機械の構造、機能、正しい取扱い方法に関する知識や教育訓練の不足が原因となって発生する労働災害が見られる現状です。

建災防山形県支部では「車両系建設機械」にかかる作業に内包する危険要因を除去し、災害を未然に防止するため、事業者にとって、標記の教育を実施いたしますので、**車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者（特例講習修了者も含む）のうち概ね5年以上経過した方は是非受講されますようお願いいたします。**

1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
令和5年 7月 12日（水）9:00～16:10	「北村山建設業協会会館」 村山市中央1丁目2-27 TEL：0237-55-6540

2 対象者 【学科：6時間】

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者（特例講習修了者を含む。）であって取得後5年経過した者。

（注）3トン未満の車両系建設機械運転特別教育修了者は、受講できません。

3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 （会員には受講料2,500円補助）
受講料・教材費	受講料 10,110円 教材費 2,167円	受講料 7,610円 教材費 2,167円
	合 計 12,277円	合 計 9,777円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

4 受講申込方法、手続き

(イ) 受講手続

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可
- ② 現在所持している **車両系（整地・運搬）運転技能講習修了証、又は車両系（整地・運搬）運転技能特例講習修了証の写**を裏面に貼付すること。
- ③ **修了証の原本確認**
 - ◎ 受講申込書の「技能講習修了証の原本確認」の欄では、**事業者等（担当者含む）が技能講習修了証の原本と確認する必要があります。**（ただし、**建災防山形県支部が発行した技能講習修了証は、原本確認は不要です。**）
 - ◎ 受講に際しては、**技能講習、又は特例講習修了証の写が必要**ですので、修了証の紛失や氏名の変更がある場合は、あらかじめ発行機関で再交付や書替を受けたうえで写を添付して下さい。
 - ◎ **「運転業務従事者安全衛生教育修了証」は技能講習修了証とは違います**ので、写しとして添付しないようご注意ください。

(注1) 上記①、②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 申込みにおいて虚偽の証明をしたことが後日判明したときは発行済の修了証は無効となります。

(注3) **定員（30名）**になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料納入

受講料は前納制となります。下記申込み先の確認を得て期日までに納入して下さい。

期日までに納入がなかった場合は受講できませんのでご注意ください。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒995-0035

村山市中央1丁目2-27

建設業労働災害防止協会 村山分会

TEL：0237（55）6540 FAX：0237（55）6541

5 修了証

- ① 所定の科目を受講した者に対して、安全衛生教育修了証が交付されます。
- ② 安全衛生教育修了証では、車両系（整地・運搬等）の運転は出来ません。
- ③ オペレーターとして運転する場合は運転技能講習修了証を携帯するようにしてください。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。

○**建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証二穴を開ければ提出不要です。

6 その他注意事項

- ① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。**
身分証を忘れると、受講できません。
- ② **遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。**
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前（土、日、祝日を除く。）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索

